

令和5年5月15日

保護者 様

益城町立広安西小学校
校長 金崎 健次

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで季節性インフルエンザと同じ「5類」感染症に移行したことに伴い、「学校保健安全法施行規則」が改正されました。

つきましては、文部科学省からの通知に基づき、益城町教育委員会と協議のうえ、下記のとおり対応することになりましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご相談等ございましたら、学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 陽性の場合の出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
（「発症した日」、「軽快した日」を0日とする）

※ 無症状陽性の場合は、検査日から5日を経過するまで

2 出席停止後の対応

発症から10日を経過するまで、学校でのマスクの着用を推奨

3 保護者の申し出により出席停止となる場合

(1) 同居家族が陽性となった場合や陽性患者と接触があった場合

(2) 同居家族に基礎疾患がある等の事情があり、他に手段がない場合

※ 一律に出席停止の措置をとるものではありません。保護者の申し出により、個々の状況を伺い、学校で判断します。

4 その他

(1) 発熱や咽頭痛、咳などの症状がある場合は、無理をせず自宅で休養させてください。症状によっては医療機関を受診してください。

(2) 学校においては、これまでどおり手洗い、うがい、咳エチケット等について指導を行うとともに、空調を使用している際も換気を十分行います。

【お問い合わせ先】

益城町立広安西小学校

教頭 田上 清之

電話：096-289-0700